2026年７月更新

道路位置指定申請の手引き

浦安市都市政策部建築指導課

＜目次＞

１．申請手続きの流れについて
（１）手続きの流れ
（２）手続き上の注意点
（３）関係権利者の承諾
（４）道路の維持管理
２．申請手数料について
３．申請図書について
（１）道路位置指定申請書
（２）築造完了届
４．指定基準について
（１）道路の定義
（２）道路位置指定基準
（３）指定基準の解説

別添資料
・道路位置指定申請書記入例
・道路位置指定申請図記入例
・築造完了届記入例

1．申請手続きの流れについて

（1）手続きの流れ

建築基準法第４２条第１項第５号による道路の位置の指定を受けようとする場合の手続きの流れは以下のとおりです。

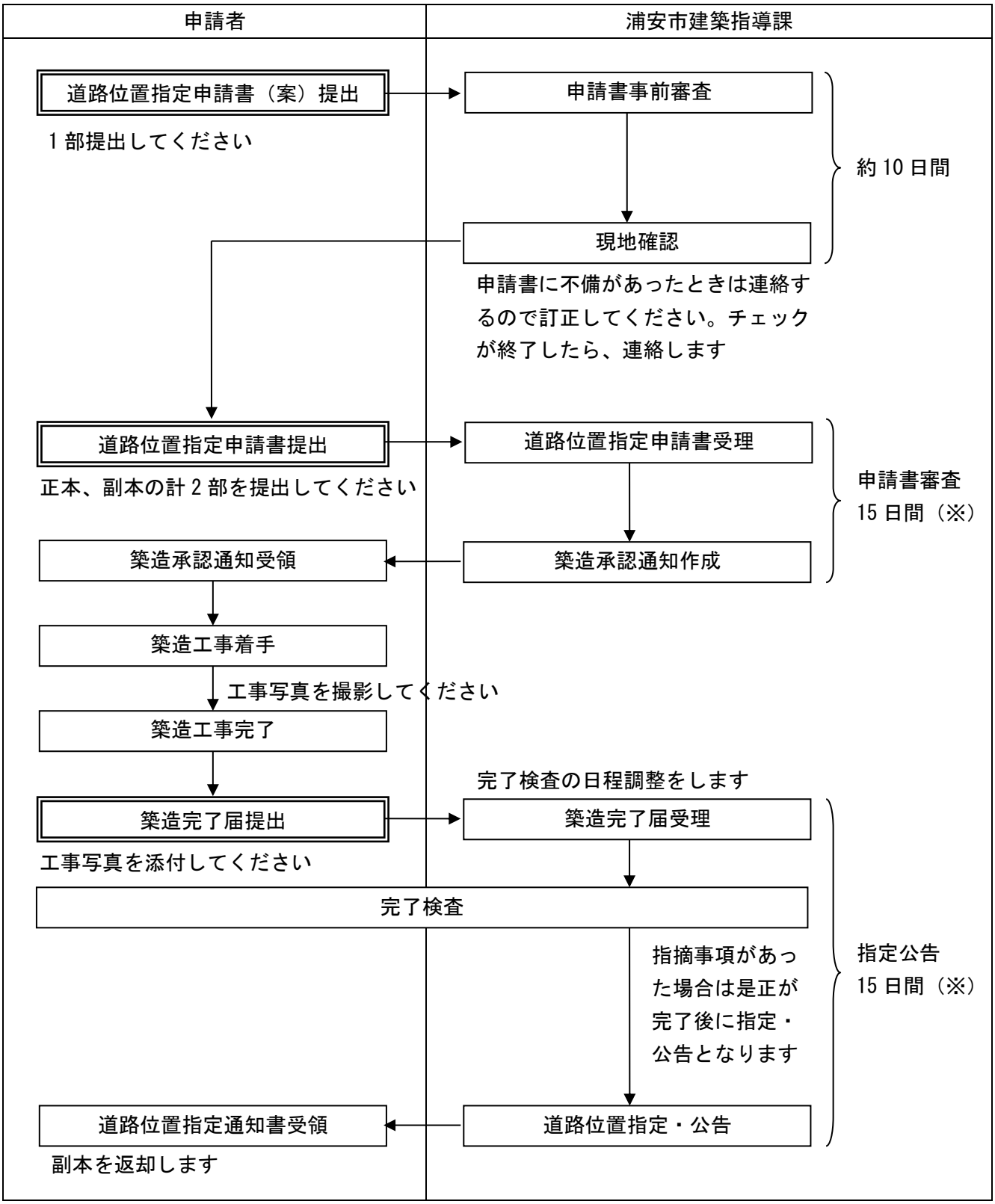

※行政手続法に基づき道路位置指定申請の標準処理期間は 30 日としています。申請書審査と指定公告の事務処理はそれぞれ 15 日間づつとしていますが、それぞれ前後することもありますのでご理解ください。

（２）手続き上の注意点

・道路、隣地などとの境界確定は申請前に必ず済ませてください。市道との道路境界確定は、道路管理課で受付しています。
・申請者は、指定を受けようとする道路の土地所有者とします。ただし、借地人で土地所有者の同意を得たときは、その借地人が申請できます。
・代理人による申請は、原則、行政書士または建築士が行ってください。
・道路の築造工事は「築造承認通知書」を受領してから着手してください。
・完了検査ののち支障が無ければ、道路位置指定通知書を通知します。この通知をもって、道路としての効力が生じることとなります。
・道路位置指定を受けた後、道路部分は、分筆登記を行い、地目を「公衆用道路」に変更してください。

（３）関係権利者の承諾

道路の位置の指定を受けた土地部分は、建築基準法上の道路として扱われるため、建築物や塀などの工作物を築造することができなくなり、私有地であっても利用制限が課せられることとなります。そこで、道路位置指定申請においては、関係権利者の承諾が必要となり、道路位置指定申請図の承諾書欄に全員が実印を押すことがその証明となります。関係権利者の範囲は以下のとおりです。

関係権利者の範囲
・指定を受けようとする道路の土地所有者およびその他権利を有する者（抵当権、地上権、借地権など） ・指定を受けようとする道路の築造とあわせて行う開発宅地の土地所有者およびその他権利を有する者（抵当権、地上権、借地権など） ・その他市長が必要と認めた者

※指定を受けようとする道路が申請敷地外の土地と接する場合、申請者はその土地の権利者に対して、法的な制限（道路斜線制限など）について十分に説明した上で、説明を受けたことの確認印またはサインをもらった名簿を作成してください。確認印などをもらうことが困難な場合は、任意様式で説明をしたことを記載した議事録等を作成してください。

（４）道路の維持管理

・道路の位置の指定を受けた土地の関係権利者は、その道路について、常に適正な状態を保つよう維持管理を行ってください。
・道路の位置の指定を受けた土地の所有権などを移転する場合には、移転を受ける者に維持管理等が承継されますので、移転する者は移転を受ける者に対して、内容説明を十分に行ってください。

２．申請手数料について

申請手数料は以下のとおりです。

・道路位置指定申請・・・５０，０００円
・道路位置指定変更申請・・・５０，０００円

３．申請図書について

申請の種類は、築造前に提出する「道路位置指定申請」と築造後に提出する「築造完了届」の２種類です。

（１）道路位置指定申請書

提出部数は、正本１部、副本１部の合計２部です。なお、申請図書に添付する書類は以下のとおりです。

●道路位置指定申請書

・建築基準法施行細則第 19 号様式（別紙記入例参照）

・副本は写しでも可（実際の捺印は正本のみとしてもよい）

●道路位置指定申請図

・建築基準法施行細則第 20 号様式（別紙記入例参照）

・用紙サイズはＡ２

・Ａ４サイズに４つ折り

・原図の写しでも可

（実際の捺印は原図１枚だけとし、申請書へ綴じ込みする申請図は、正本副本ともコピーでもよい）

(a)案内図

・方位、道路、鉄道、川（水路）、目印となる地物など

・指定を受けようとする道路の位置

(b)地籍図

・方位、縮尺、敷地高低差

・指定を受けようとする道路の位置、形状、勾配、延長、幅員、すみ切りの寸法、転回広場の寸法

・指定を受けようとする道路の築造とあわせて行う開発宅地の区画形状、面積

・地名地番の境界線、地番、地目、地積（地番ごとの面積）、所有者名（その他権利者すべて）

・建築予定建築物、既存建築物、工作物（塀、擁壁など）の位置、形状

・境界を示すもの（杭、鋲、地先境界、ブロックなど）、排水溝、排水マス、擁壁の位置、形状

・接続する道路の種別、幅員、認定番号

・その他特記すべき事項

(c)構造図

・指定を受けようとする道路の断面形状、材質、寸法、幅員、勾配、縮尺

・境界を示すもの、排水溝、排水マス、擁壁の断面形状、材質、寸法

・その他特記すべき事項

(d)公図の写し

・指定を受けようとする道路の位置

・方位、縮尺

・写しを作成した者の記名押印

(e)承諾書欄

・申請者印は実印とし、申請書と同じものを使用

・権利別は、所有権、抵当権、借地権などを記入

・関係権利者が多いときは、承諾書欄を別紙で作成

・申請図を２枚使用したときや、全員が割印

・年月日は、関係権利者全員の承諾を得た日

●土地建物の登記事項証明書

・指定を受けようとする道路とそれに接するすべての土地および建物分

・甲区、乙区ともに記載のもの

・登記官印があるものの原本

・申請日から３ヶ月以内

●印鑑登録証明書

・承諾書欄に押印した者すべて

・申請日から３ヶ月以内

・登記事項と印鑑登録の住所が異なる場合は住民票を添付

●法人の登記事項証明書（※申請者、代理者及び関係権利者が法人である場合）
・申請日から３ヶ月以内
●委任状
・様式は任意
・代理者が申請する場合のみ必要
・代理者は原則行政書士または建築士
●道路位置指定申請図原図
・正本のみにファイリングせずに別途添付
・用紙サイズはＡ２
・Ａ４サイズに４つ折り
・穴開けなどはしない
・和紙等の保存性のよい用紙を使用
●求積図
・指定を受ける道路と道路の築造とあわせて行う開発宅地の面積
・転回広場がある場合は、転回広場の面積
●その他
・代理者が申請する場合は、代理者が資格者である旨を証する書類の写し
・道路の位置の指定により新たに法的制限を受ける既存建築物がある場合は、法適合性における検討書
・指定を受けようとする道路が申請敷地外の土地と接する場合は、隣地土地所有者へ説明を行ったことを証明する名簿（説明を受けたことの確認印またはサインをもらった名簿とする。ただし、確認印などをもらうことが困難な場合は、任意様式で説明をしたことを記載した議事録等も可とする。）
・その他市長が必要と認める書類

（２）築造完了届

提出部数は、正本１部のみです。築造完了届様式に工事施工写真を添付してください。工事施工写真の例としては下記工程のものを添付してください。

・工事着手前全景
・遣り方状況
・掘削状況
・側溝設置状況
・埋設管設置状況
・砂利敷き転圧状況
・アスファルト舗装施工状況
・境界杭設置状況
・工事完了後全景
・境界杭各箇所
・道路形状計測状況（幅員、延長、隅切り形状等）

４．指定基準について

（１）道路の定義

建築基準法で定められる「道路」とは、以下のように定義されています。

建築基準法抜粋

（道路の定義）

第 42 条　この章の規定において「道路」とは、次の各号の一に該当する幅員４メートル（特定行政庁がその地方の気候若しくは風土の特殊性又は土地の状況により必要と認めて都道府県都市計画審議会の議を経て指定する区域内においては、６メートル。次項及び第３項において同じ。）以上のもの（地下におけるものを除く。）をいう。

１～４．（省略）

５．土地を建築物の敷地として利用するため、道路法、都市計画法、土地区画整理法、都市再開発法、新都市基盤整備法、大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法又は密集市街地整備法によらないで築造する政令で定める基準に適合する道で、これを築造しようとする者が特定行政庁からその位置の指定を受けたもの

（２）道路位置指定基準

建築基準法第 42 条第１項第５項に規定されている道路の位置の指定を受ける場合、以下に示す基準を守らなくてはなりません。

建築基準法施行令抜粋

（道に関する基準）

第 144 条の４　法第 42 条第１項第５号の規定により政令で定める基準は、次の各号に掲げるものとする。

１．両端が他の道路に接続したものであること。ただし、次のイからホまでの一に該当する場合においては、袋路状道路（その一端のみが他の道路に接続したものをいう。以下この条において同じ。）とすることができる。

イ　延長（既存の幅員６メートル未満の袋路状道路に接続する道にあっては、当該袋路状道路が他の道路に接続するまでの部分の延長を含む。ハにおいて同じ。）が 35 メートル以下の場合

ロ　終端が公園、広場その他これらに類するもので自動車の転回に支障がないものに接続している場合

ハ　延長が 35 メートルを超える場合で、終端及び区間 35 メートル以内ごとに国土交通大臣の定める基準に適合する自動車の転回広場が設けられている場合

ニ　幅員が６メートル以上の場合

ホ　イからニまでに準ずる場合で、特定行政庁が周囲の状況により避難及び通行の安全上支障がないと認めた場合

２．道が同一平面で交差し、若しくは接続し、又は屈曲する箇所（交差、接続又は屈曲により生ずる内角が 120 度以上の場合を除く。）は、角地の隅角をはさむ辺の長さ２メートルの２等辺三角形の部分を道に含むすみ切りを設けたものであること。ただし、特定行政庁が周囲の状況によりやむを得ないと認め、又はその必要がないと認めた場合においては、この限りでない。

３．砂利敷その他ぬかるみとならない構造であること。

４．縦断勾配が 12 パーセント以下であり、かつ、階段状でないものであること。ただし、特定行政庁が周囲の状況により避難及び通行の安全上支障がないと認めた場合においては、この限りでない。

５．道及びこれに接する敷地内の排水に必要な側溝、街渠その他の施設を設けたものであること。

（３）指定基準の解説

イ　延長（既存の幅員６メートル未満の袋路状道路に接続する道にあっては、当該袋路状道路が他の道路に接続するまでの部分の延長を含む。ハにおいて同じ。）が 35 メートル以下の場合

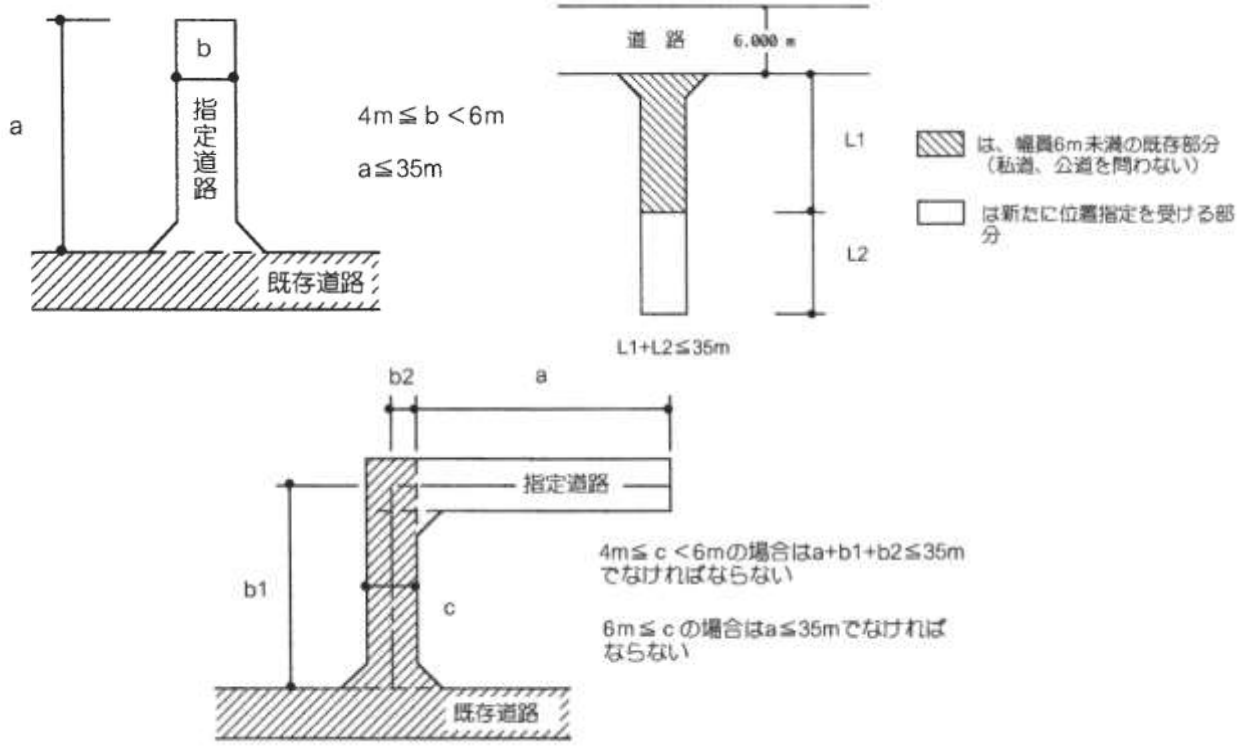

ロ　終端が公園、広場その他これらに類するもので自動車の転回に支障がないものに接続している場合

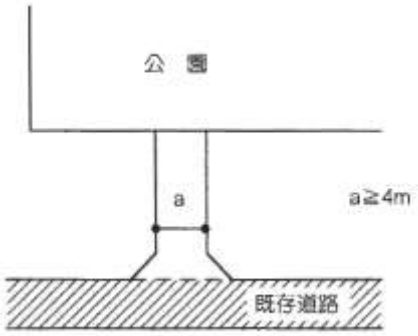

ハ　延長が 35 メートルを超える場合で、終端及び区間 35 メートル以内ごとに国土交通大臣の定める基準に適合する自動車の転回広場（※）が設けられている場合

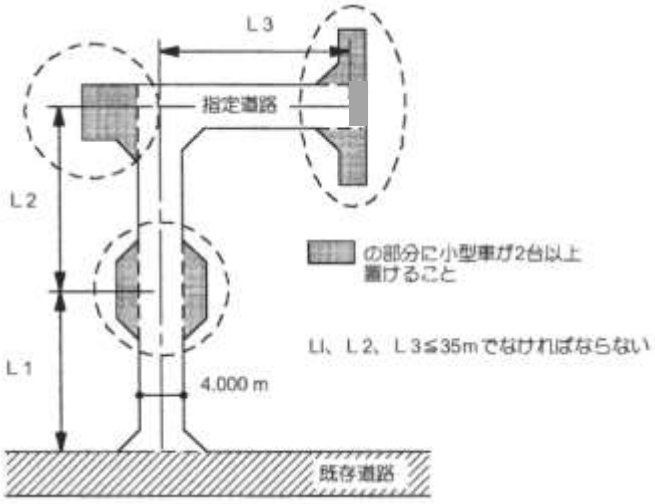

ニ　幅員が６メートル以上の場合

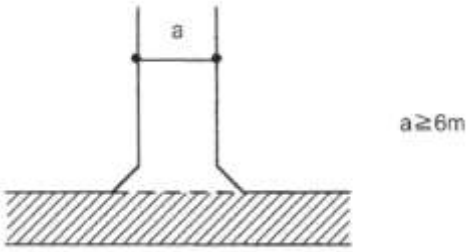

ホ　イからニまでに準ずる場合で、特定行政庁が周囲の状況により避難及び通行の安全上支障がないと認めた場合

浦安市では、以下の(a)、(b)いずれかに該当するものを認めています。

(a)　袋路状道路の幅員が 4.5 メートル以上の場合で、下表左欄の幅員に応じ右欄の距離以内ごと及び終端に自動車の転回広場（※）を設けているものであること

幅　員	距　離
4.5 メートル以上 5.0 メートル未満	50 メートル
5.0 メートル以上 5.5 メートル未満	60 メートル
5.5 メートル以上 6.0 メートル未満	70 メートル

(b)　袋路状道路の終端又は中間に設けられた迂回ができる道路の区間について、自動車の転回広場（※）を設けなければならない距離の 2 倍以内ごとに自動車の転回広場又は同一平面で他の道路と交差し若しくは接続する箇所を有しているものであること

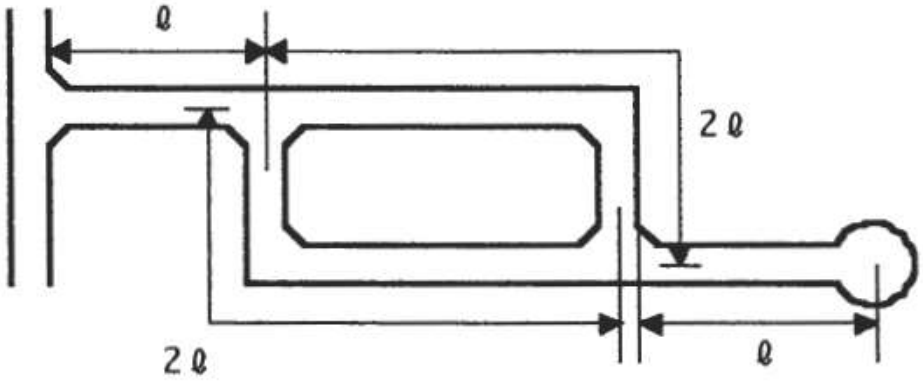

※既存の位置指定道路に接続して新たに築造し、指定を受ける場合は「道路位置指定申請」の手続きが必要になります。

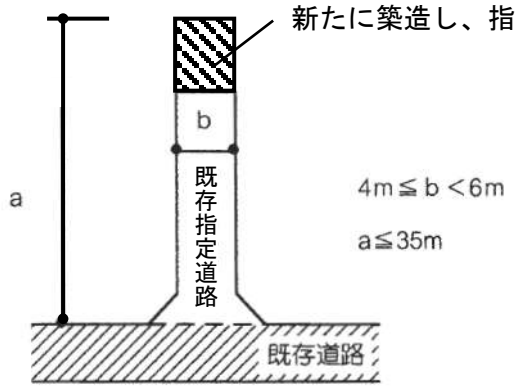

築造及び維持管理について、既存位置指定道路の関係権利者に十分に説明を行ってください。この場合、申請図書に添付する書類として、説明内容及び説明範囲を記載した議事録を提出してください。説明の相手方の署名、捺印は不要です。

※「転回広場」とは、以下のものを認めています。

●途中で停車することができるもの

小型四輪自動車 1 台につき、幅 2.0 メートル（同自動車を道路と直角に停車する場合においては、2.5 メートル）以上及び長さ 5.0 メートル以上の大きさの広場で、車の出入りする部分の前後又は左右にすみ切り（辺の長さ 2.0 メートル以上の二等辺三角形の部分を道に含むもの）をそれぞれ設けたもの

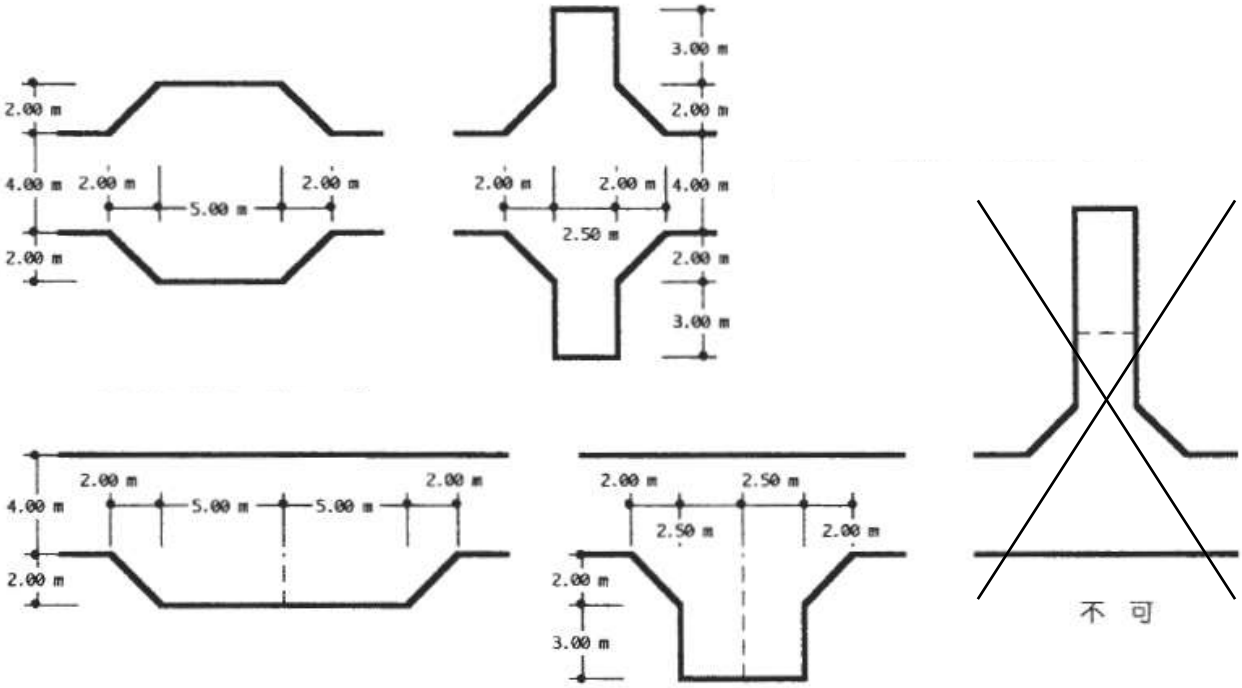

●転回できる形状のもの

道路幅員を含めて直径 8.0 メートルの転回広場又は自動車転回上これと同等以上の有効な大きさの広場

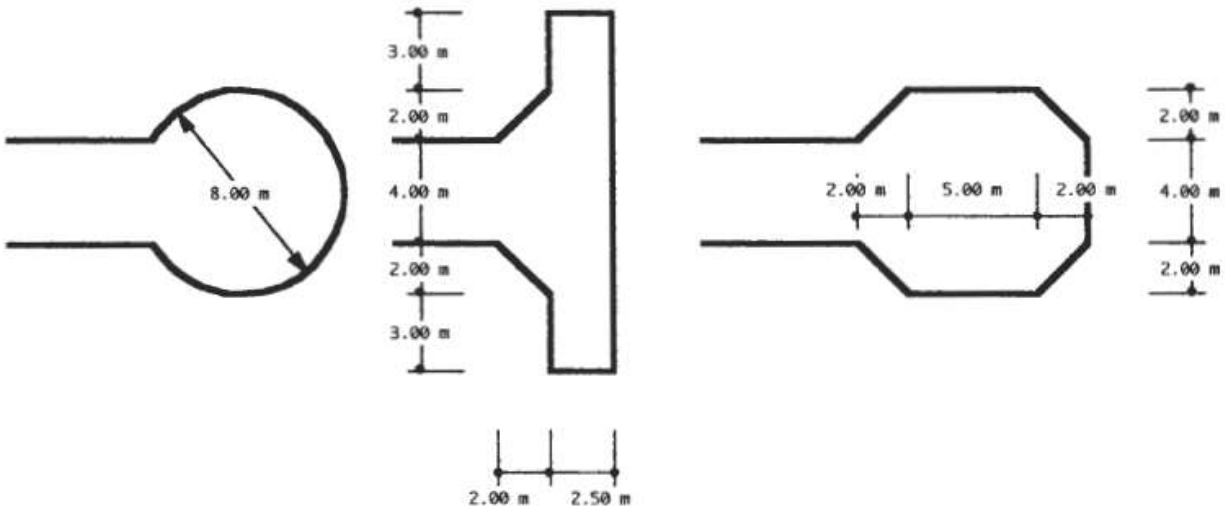

２．道が同一平面で交差し、若しくは接続し、又は屈曲する箇所（交差、接続又は屈曲により生ずる内角が 120 度以上の場合を除く。）は、角地の隅角をはさむ辺の長さ２メートルの２等辺三角形の部分を道に含むすみ切りを設けたものであること。ただし、特定行政庁が周囲の状況によりやむを得ないと認め、又はその必要がないと認めた場合においては、この限りでない。

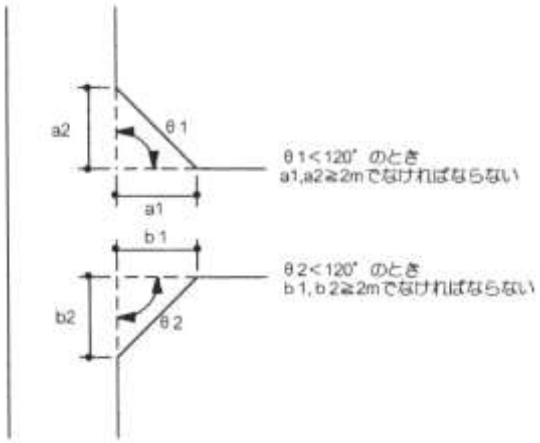

道路に歩道がある場合は以下のような形状にすることができます。

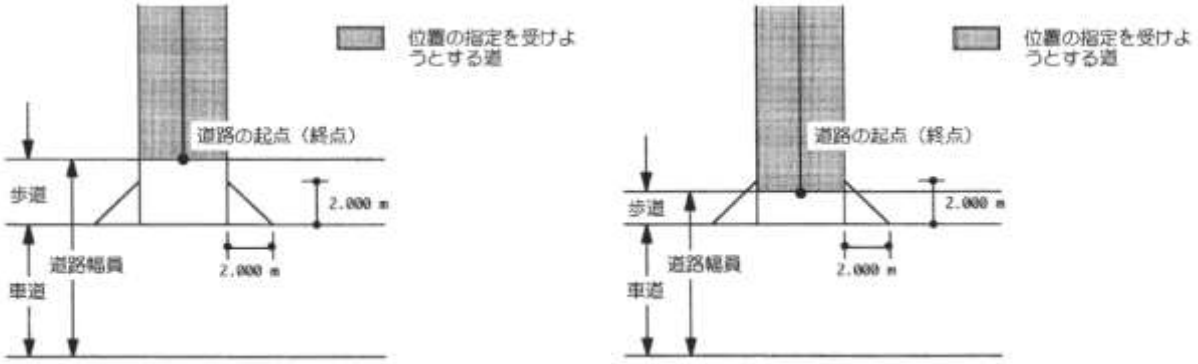

「ただし、特定行政庁が周囲の状況によりやむを得ないと認め、又はその必要がないと認めた場合においては、この限りでない」とは、以下のものを認めています。

周囲の状況によりやむを得ずすみ切りを片側のみとする場合において、すみ切りできない対側線側の一辺を 4.0 メートルとし、他の一辺を 2.5 メートルとする三角形の部分を道に含むすみ切りを設けたものであること

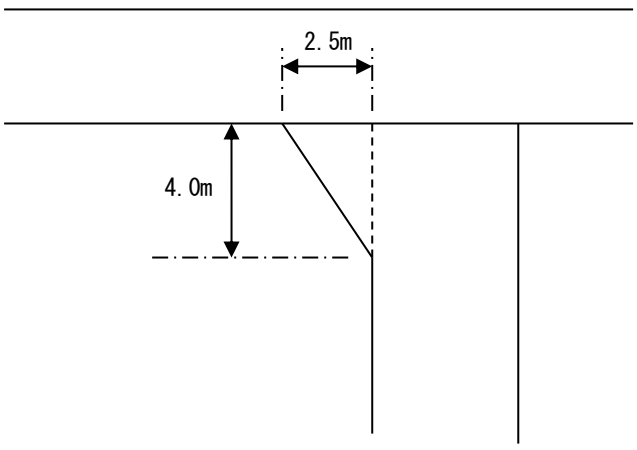

３．砂利敷その他ぬかるみとならない構造であること。

アスファルト簡易舗装又はこれと同等以上の路面保護を施したものであること

４．縦断勾配が 12 パーセント以下であり、かつ、階段状でないものであること。ただし、特定行政庁が周囲の状況により避難及び通行の安全上支障がないと認めた場合においては、この限りでない。

縦断勾配が 9 パーセントを超える部分の路面（すみ切りを含む）については、車の滑り止めを施したものであること

５．道及びこれに接する敷地内の排水に必要な側溝、街渠その他の施設を設けたものであること。

・道に設ける排水設備は、Ｕ字溝にあっては内法幅 18 センチメートル以上、Ｌ字溝にあっては幅 30 センチメートル以上、共にコンクリート製とし、かつ排水に支障がないものであること
・道又はこれに接する敷地内の排水設備の末端が、その他の排水施設に排水上有効に連結しているものであること
・排水上有効に連結できない場合にあっては、道路等へ溢水おそれのない容量の敷地内排水処理施設を設けているものであること

浦安市　都市政策部　建築指導課　審査係
〒２７９－８５０１　千葉県浦安市猫実１－１－１
ＴＥＬ：０４７－７１２－６５４８（内線１７６５４）
ＦＡＸ：０４７－３５３－４３７８
E-mail：kenchiku@city.urayasu.lg.jp

記入例

第１９号様式(第 20 条第１項)

道路位置指定申請書

令和　８年　**４**月　**１**日

浦安市長

住所又は所在地　**浦安市猫実 1-1-1**

申請者　氏名又は名称　**浦安　太郎**

電話番号　**047-351-1111**

建築基準法　第 42 条第１項第５号による道路の位置　指定 / **変更** / ~~**廃止**~~　を　の　**第 42 条第　項　による道**

申請します。

不要な部分を二重線で消す

この申請書及び添付図書に記載の事項は、事実に相違ありません。

１　代理者の住所・氏名・連絡先（法人の場合は所在地・名称及び代表者の氏名）			**浦安市猫実１丁目 19-22** **株式会社浦安設計事務所** **浦安　次郎**　**電話番号　047-304-0142**		
２道路の敷地となる土地の地名地番			**浦安市猫実１丁目 1619 番 17 の一部**		
３　関係土地の地名地番			**浦安市猫実１丁目 1618 番 12、1619 番 17 の一部**		
４道路の概要	番号	幅　員	延　長	すみ切りの長さ	側溝の幅
	1	**4.00m**	**17.00m**	**2.10m×2.10m** **2.10m×2.10m**	**240mm**
	2				
	3				
	4				
	5				
５　道の築造と併せて行おうとする開発行為の規模				**480.00** ㎡	
７　申請理由			**（例）一戸建て住宅を分譲するため**		
※　条件					

※　受　付　欄		※　決　裁　欄	※　指　定　欄
年　月　日			年　月　日
第　号			第　号
係員印			係員印

代理者は、建築士もしくは行政書士であること

道路になる部分だけの地名地番を記入する

開発宅地部分の地名地番を記入する

メートル単位、小数点２位までとし、第３位は切り捨てる

すみ切り寸法は両側違う寸法のときがあるため、個々で記入する

内法幅とし、ミリ単位、小数点は切り捨てる

道路になる部分と開発宅地を合計した面積を記入する

注

１　※印のある欄は、記入しないでください。

２　道路位置指定等申請図とその写しを添付してください。

第２０号様式（第 20 条第１項）

道路位置指定等申請図

縮尺		
	地　籍　図	１／２５０
	付近見取図	１／３０００
	構　造　図	１／２０・４０・８０
	公図写し	１／８００

道路の敷地の地名地番　**浦安市猫実１丁目１６１９番１７の一部**

幅員**４．００**メートル・延長**１７．００**メートル・自動車転回広場　　平方メートル

道の築造と併せて行おうとする開発行為の規模**４８０**平方メートル　**（道路７２．４１㎡、その他４０７．５９㎡）**

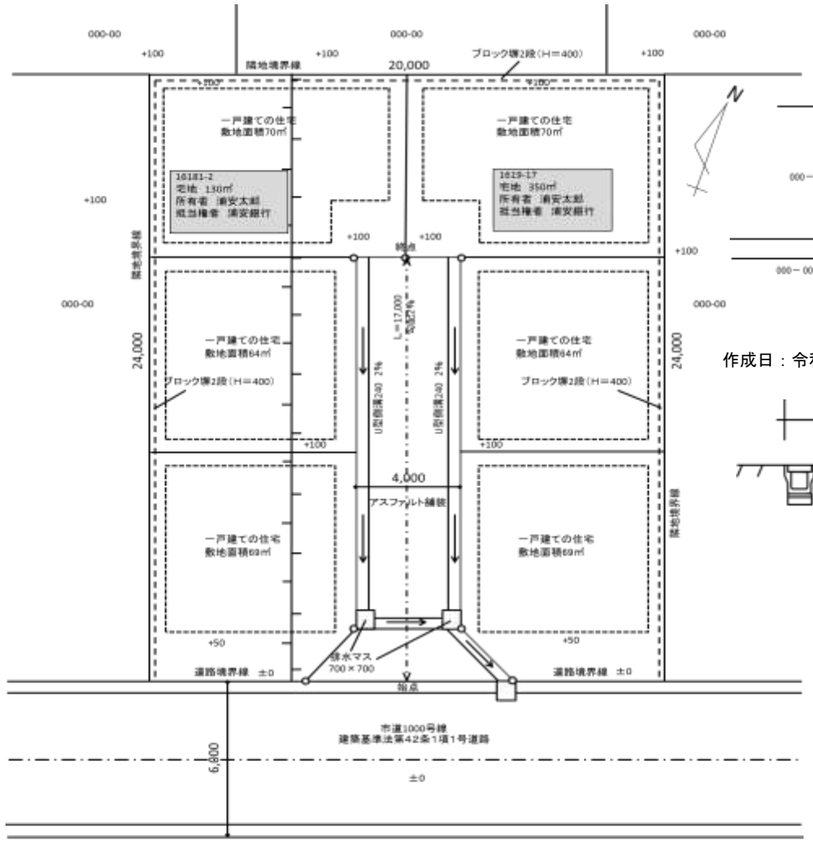

地籍図　1/250

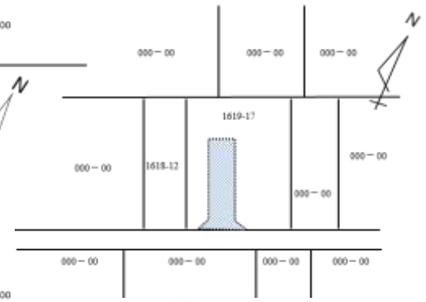

公図写し　1/800

作成日：令和〇年〇月〇日　作成者：〇〇　〇〇㊞

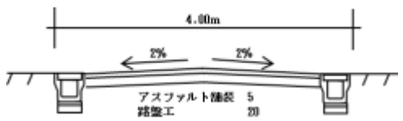

道路断面図　1/80

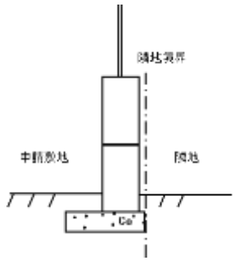

ブロック塀　1/40

付近見取図　1/3000

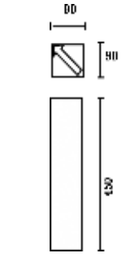

境界杭　1/20

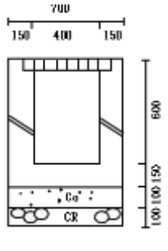

排水マス　1/40

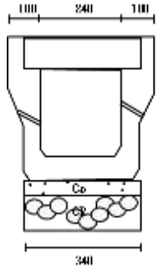

Ｕ型側溝　1/20

構造図

記入例

指定年月日	年　月　日
番　号	第　号

承諾書	この図面のとおり道路位置の指定・変更・廃止を承諾いたします。 令和８年 ４月 １日 申請者　浦安　太郎　様		申請者住所・氏名・印 浦安市猫実１丁目１－１ 浦安　太郎 ㊞	
	地名地番 権利別	住　所	氏　名	印
	猫実１丁目 1619-17 所有権	浦安市猫実１丁目１－１	浦安　太郎	
	猫実１丁目 1619-17 抵当権	浦安市猫実１丁目２－３	株式会社浦安銀行	
	猫実１丁目 1618-12 所有権	浦安市猫実１丁目１－１	浦安　太郎	
	猫実１丁目 1618-12 抵当権	浦安市猫実１丁目２－３	株式会社浦安銀行	
備考				
図面作成者住所・氏名	浦安市猫実１丁目１９－２２　株式会社浦安設計事務所　浦安　次郎			印
測量者住所・氏名	浦安市猫実１丁目１９－２２　株式会社浦安設計事務所　浦安　次郎			印

（凡例）

方　位		都市計画路線	
道路位置の標識		既存道路	
塀（構造を記入のこと。）		予定する道路の位置	
主要出入口		市町村界	
井　戸		指定された道路の位置及び建築線（指定年月日及び番号を記入のこと。）	
生　垣			
予定建築物（用途を記入のこと。）		廃止される道路の位置	
既存建築物（用途を記入のこと。）		申請する道路の位置	
		擁壁	
敷地界		高圧線	
地番界		がけ	
町界		水路および土揚敷	

注

１　承諾書の「権利別」欄は、土地の所有者及びその土地又はその土地の建築物若しくは工作物について該当する権利をそれぞれ記入すること。
２　図面中に、地番、権利をそれぞれ記入すること。
３　備考欄には、権利者の承諾に関連し特記すべき事項を記入すること。
４　申請に係る道路の幅員及び長さの単位は「メートル」(小数点以下２位まで)とすること。
５　付近見取図及び道路構造図に示された土地に高低差がある場合はその高低差の断面図を記入すること。
６　付近見取図と地籍図の方位は、一致させること。
７　隣地境界線又は測量の基点から申請道路までの距離を記入すること。
８　※印のある欄は記入しないこと。

記入例

第２号様式

道路位置指定築造完了届

令和　８年　８月　１日

浦安市長

届出者　住所　**浦安市猫実１－１－１**
氏名　**浦安　太郎**
電話　**047-351-1111**

令和　８年　４月３０日付け浦建第１００号で築造承認された下記の道路位置指定申請において、建築基準法第４２条第１項第５号による位置の指定を受けようとする道路の築造が完了したので届け出ます。

記

１．申請日　令和　８年　４月　１日
２．申請者　住所　**浦安市猫実１－１－１**
　　氏名　**浦安　太郎**
３．道路となる土地の地名地番　**浦安市猫実１－１６１９－１７の一部**

以上

添付資料
・築造工事の施工中写真および完了写真